

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

木密地域不燃化プロジェクト推進事業の制度拡充による老朽建築物の建替えの一層の促進を支援するため、木造準耐火建築物等への建替えに伴う一時入居先として、コミュニティ住宅を使用することができることとするほか、所要の規定整備を行う。

2 主な改正内容

- (1) 「木造準耐火建築物等」の定義を加え、木造準耐火建築物等への建替えに伴う一時入居先としてコミュニティ住宅を一時使用できる規定を整備する。
- (2) その他、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日